

(各工事関係団体 御中)

北 海 道 建 設 部 長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

建設産業における技能労働者の育成・確保のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や法定福利費等を的確に反映した適正な請負代金による契約締結、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されております。

このため、道では、平成25年度からの労務単価の引き上げに際し、「技能労働者への適切な水準の賃金の支払」や「法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導」などについて要請してきたところです。

この度、国が令和6年3月から適用する「公共工事設計労務単価」を改定したため、道としても同様に適用することとしたところです。

今回の改定では、本年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されており、新労務単価は、令和5年3月から適用されている公共工事設計労務単価と比べ、全職種平均、主要12職種平均ともに大幅な引き上げとなっております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要であり、それぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

これらの趣旨を踏まえ、貴団体におかれましては、会員企業に対し、次の措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準を確保し、技能労働者の更なる処遇改善を図るよう周知をお願いいたします。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長に対し、別添1のとおり要請されていることを申し添えます。

記

- 1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて
品確法の基本理念にのっとり、技能労働者の確保・育成のため、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても同様に技能労働者への適正な水準の賃金を支払うことを要請するなど、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めてください。
- 2 インフレスライド条項の適用等について
北海道建設部が所管する工事では、令和6年3月から適用する「公共工事設計労務単価」を特例措置等の対象とすることを決定しました。
つきましては、特例措置やいわゆるスライド条項の適用により請負代金額が変更された場合は、元請業者と下請業者や下請業者と再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について、適切に対応してください。
- 3 法定福利費等の適切な支払と社会保険への加入徹底に関する指導について
品確法では、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されております。

公共工事設計労務単価には、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、北海道建設部所管工事においては、法定福利費や法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置しております。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては道で使用する契約約款に基づき、発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めてください。

また、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促してください。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結するとともに、下請契約の締結にあたっては、社会保険料等の本人負担分についても適切に請負金額に反映してください。

4 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により、処遇改善を一層進めるとともに、7の建設キャリアアップシステムを活用し、若年入職者の確保を更に積極的に推進してください。

5 ダumping受注の取り止めについて

ダumping受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダumping受注を厳に行わないよう、改めて徹底してください。

また、建設業法では、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工を通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないとされているので、改めて徹底してください。

6 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、自然条件、施工条件等のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保してください。その際、労務費や法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結してください。

今回の新労務単価は、本年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえて設定されたものであるため、その趣旨を踏まえ、時間外労働上限規制の適用に向けた準備として、業務改善などによる時間外労働の削減等の取組を着実に進めるとともに、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期により請負契約を締結し、労務費等にしわ寄せが生じないように必要な費用を反映してください。

7 建設キャリアアップシステムの活用による技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と、給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的としております。

この取組の一環として、標準見積書の活用による、能力や経験に応じた賃金が支払われる環境の促進や、能力評価等を反映した手当の支給が進められているところでありますが、令和5年6月には、建設業における技能者の処遇改善に向けた取組として、「CUSレベル別年収」が公表されたところであります。

これらのことを踏まえ、貴団体の会員企業において、早期に事業者登録及び技能者登録を進めるよう周知をお願いします。

（建設政策局建設管理課工事管理係
積算管理係）